

まちなかの“にぎわい”をつくる

中心市街地での

施設整備補助制度

旭川市都市機能施設誘導促進補助金のご案内

要件を満たす施設整備に対して

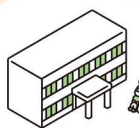
最大

2,000万円
の補助金額

※ただし、市の予算の範囲で
交付の可否・交付金額を
決定します。



商業施設
・ホテル等



医療・福祉施設



教育・子育て支援
施設

主な
対象施設



オフィス機能



その他にぎわいの
創出に資する施設



金融機能

手続きの主な流れ

随時
ご相談ください

- STEP 1 事前相談
- STEP 2 対象建物であるかの確認申請
- STEP 3 補助交付申請・交付決定
- STEP 4 工事着手 → 完了後実績報告

問合せ・申請先

地域振興部都市計画課
Tel 0166-25-9704

制度の詳細・各種様式は
市HPを参照ください



主な要件の概要は裏面をご覧ください

対象区域と対象建物



市道平和通歩行者専用道路
又は市道銀座通歩行者専用道路沿いに立地する施設は、補助上限額の優遇措置があります。
(1,500万円→2,000万円)

エリア名	建物全体における都市機能施設の割合	1階フロアの要件	階層要件
旭川駅前エリア	2分の1以上	対象都市機能施設が含まれること	中層以上 (※)
平和通南エリア			3階建て以上
平和通北エリア・銀座通エリア			2階建て以上

※都市計画法第9条に定める高度利用地区に該当するため、容積率300%~700%の範囲の建築物

対象都市機能施設

都市機能	対象となる都市機能施設の例
介護福祉	デイサービス事業所等の通所型施設など
子育て支援	保育所など
医療	病院・診療所など
商業	ショッピングモール、スーパー、ドラッグストアなど
金融	銀行、郵便局など
教育	小中学校、高等教育機関など
文化	美術館、図書館、博物館、コンベンション施設など
多世代交流施設	子育て支援機能、介護福祉機能、医療機能等を組み合わせた上で、多世代が交流できるコミュニティスペースを設けた施設
その他	旅館、ホテル、オフィス、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（火葬、墓地管理業を除く）、娯楽業（競輪・競馬等の競走場、競技団、ゴルフ場、公園、遊園地並びにマリナー業及び遊漁船業を除く）など

・風俗営業及び性風俗特殊営業に該当する業種が含まれる建物は対象外です。
・建物が一定の耐震性能を有することが必要になります。

対象となる工事

- ・ 新築
 - ・ 増築
 - ・ 大規模改修 (※)
- ※建築基準法による大規模修繕
・大規模模様替を指します。

補助金額

①及び②のうちいずれか低い額、かつ、旭川市の予算の範囲内で交付します。
(上限 **1,500万円**)

①対象都市機能施設に係る建築費用
× 1 / 10

②対象都市機能施設に係る床面積
× 建築着工統計調査 (北海道)
における用途・構造別の
建築単価 (円/㎡) × 1 / 10